

第 1 条（総則）

一般社団法人大阪損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は定款第 45 条の規定に基づき、会費の施行に関し本規則を定める。

第 2 条（入会金及び会費）

入会金及び会費の額については総会の決議を経なければならない。

但し、大阪損害保険代理業協会からの移行者については入会金を不要とする。

第 3 条（会費の払込）

1. 正会員・一般会員（特別一般会員を含む）・賛助会員の会費額の払い込みは年一回払いを原則とする。
2. 会員が本会を退会するにあたっては、退会時点が期中であっても会費の返戻は行わない。

第 4 条（会費の納入期限）

会費の納入期限はその年の 7 月末日とする。

但し、分割払いが認められている会員の場合は翌年の 5 月末日を最終期限とし、当年の 7 月末日から同最終期限までの間に分割してその全額を支払う。

第 5 条（会費の滞納）

1. 会費納入期限経過後、本会より会費を督促したにも関わらず、更に督促支払い期限を経過しても会費を支払わず、更に理事会の決議により滞納と認定された場合を会費の滞納という。
2. 定款第 10 条 3 号に定める「会費規則に定める会費の滞納」とは前項に定める理事会の決議により滞納認定がなされたものをいう。
3. 第 1 項の督促は、定款第 13 条第 3 項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 33 条第 1 項及び第 2 項により、会員名簿に記載の住所に宛てて発すれば足りるものとし、通常到達すべきであった時に到達したとみなす。

第 6 条（変更）

本規則の変更は定款第 45 条の規定に従い理事会の決議を経なければならない。

第 7 条（附則）

本規則は、平成 20 年 12 月 12 日より施行する。

平成 27 年 1 月 21 日変更（第 3 条但し書き削除）

2018 年 9 月 19 日変更（第 5 条 3.追加）

2020 年 12 月 16 日変更（第 3 条 2.追加）

以 上